用語解説

アルファベット(A~Z)

| G | GAP(農業生産工程管理) | 農業生産工程管理。生産活動の持続性を確保するため食品安 |
|---|---------------|-----------------------------|
| | | 全,環境保全,労働安全に関する法令などを遵守するための |
| | | 点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつ |
| | | つ生産工程の管理や改善を行う取組。グローバルギャップや |
| | | JGAP/ASIAGAPのほか、都道府県やJAが独自に |
| | | 規準を設けて取り組んでいる。 |
| J | JA(農業協同組合) | 農業協同組合。農業協同組合法に基づき設立された農業者を |
| | | 主たる構成員とした協同組合で、組合員に対する最大の奉仕 |
| | | を目的とした中間非営利法人。組合員の農業経営・技術指導 |
| | | や生活のアドバイスを行うほか、生産資材や生活に必要な資 |
| | | 材の共同購入,農産物の共同販売,農業生産や生活に必要な |
| | | 共同利用施設の設置などを行っている。 |

| あ行 | | |
|----|----------|---|
| い | インショップ形式 | デパートやショッピングセンターなどの大型店舗の内部に専門店が出店する店舗形式。 |
| え | 援農ボランティア | 農業者の高齢化など担い手不足に対応するために、住民が営 利を目的とせず、農作業の応援を行うこと。 |

か行

| か | 学童農園・学校農園 | 小中学生の児童・生徒を対象にした、農業の理解を深める農業体験学習を行うための農園。 |
|----------|-----------|---|
| | 家族経営協定 | 家族農業経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確 となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づく りのために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを 家族間の話し合いを基に文書にして取り決めたもの、経営の 役割分担、収益分配、就業条件、将来の経営移譲などの項目 を含む。 |
| | 環境保全型農業 | 農薬や肥料の適正な使用、稲わらや家畜排せつ物などの有効 利用による土づくりなどによって、農業の自然循環機能の維 持増進を図ろうとする農業生産方式のこと。有機農業もその 一つ。 |
| | 観光農園 | 観光客等の第三者を対象に時季折々の農作物の摘み取り体験 等をしてもらう農園。 |
| * | 企業的農業経営 | 個人や家族で農業を営む農家ではなく,雇用や機械化などを 取り入れ販売する,企業として農業を営む事業者。企業化さ れた農業。 |
| け | 経営耕地 | 農家が経営する耕地(けい畔を含む田、樹園地、畑の合計) をいい、自作地と借入耕地に区分される。 |

| さ行 | - | |
|----|--------------|---|
| さ | 残渣 | 作物の栽培を終えたときに圃場に残る植物体。作物残査。 |
| | | |
| U | 市街化区域内農地 | 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内の農地で |
| | | 次に掲げる農地を除いたもの。 |
| | | ①都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区 内の農地 |
| | | ②都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設と定め |
| | | られた公園、緑地または墓地の区域内の農地で都市計画 |
| | | 事業に係るもの |
| | | ③古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規 定する歴史的風土特別保存区域内の農地 |
| | | (全) る歴史の風工行が成者子の場合の最地 (全都市緑化保全法に規定する緑地保存地区内の農地 |
| | | ⑤文化財保護法に規定する文科大臣の指定を受けた史跡。 |
| | | 名勝、天然記念物である農地 |
| | | ⑥地方税法第348条により固定資産税を課されない農地 |
| | 指導農業士 | 各都道府県の知事から指導農業士(農業経営士とも言われ |
| | | る)として認定された者。優れた農業経営を行いつつ,新 |
| | 1 | 規就農者等の育成に指導的役割を担っている。 |
| | 市民ふれあい体験農園 | 市民が夏秋野菜の種まきから収穫までの体験ができる農 |
| | | 園。 |
| | 市民農園 | サラリーマン家庭や都市の住民が小面積の農地を利用して |
| | | 野菜や花を育てる農園。レクリエーション、高齢者の生き |
| | | がいづくり,生徒・児童の体験学習など様々な目的で利用 |
| | 行で開刊された | されている。 |
| | 循環型社会 | 廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する社 会。循環型社会形成推進基本法に基づき、農業分野におい |
| | | ては、家畜排せつ物や食品残渣の有効利用、たい肥の使用 |
| | | などによる持続性の高い農業を推進している。 |
| | 食育基本法 | 食育に関する基本理念を定め、国民の健康と豊かな人間性 |
| | | を含むため、食育の推進を課題とし、現在及び将来にわた |
| | | る健康で文化的な国民の生活と豊で活力ある社会の実現に |
| | | 寄与することを目的に、2005年に制定された法律。食 |
| | | 育推進基本計画を定め、内閣府に食育推進会議を設け、学 |
| | | 校・保育所・家庭での食育や地域における健康増進のための食生活改善の推進など、国民の食生活改善を図る。 |
| | 食農教育(食育) | で展立には書いるにはなる。 |
| | | ために家庭における食事や学校給食、社会教育などを通し |
| | | て行う全般的な活動。 |
| | 食料・農業・農村基本法 | 「食料の安定的な確保」と「多面的な機能の発揮」「農業の |
| | | 持続的な発展」「農村の振興」が規定され国民生活の安定的 |
| | | 向上と国民経済の健全な発展を目的に1999年に成立し |
| | | た新しい農業基本法。 |

| t | 生産緑地 | 公害または災害の防止,生活環境の確保に相当の効用があ |
|---|------|----------------------------|
| | | り,公共施設などの敷地の用に供する土地で,用排水など |
| | | から農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められ |
| | | る地区(生産緑地地区)内の土地または森林。 |

| た行 | Ī | |
|----|--------------|---|
| 5 | 地産地消 | 国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産された地域内において消費する取組。 食料自給率の向上に加え,直売所や加工の取り組みなどを 通じて6次産業化にもつながる。 |
| | 地場農産物 | その地域で生産された農産物。 |
| | チャレンジ農業支援事業 | 新たな農業経営にチャレンジする農業者とそのグループ, 団体に対し、加工品開発やホームページの活用、農産物の パッケージデザイン等における専門家の派遣やアドバイス を行うほか、経費の補助を行う東京都の事業。 |
| | 直売 | 生産者が卸売業、小売業などの販売業者を仲介せずに直接消費者に販売すること。 |
| 7 | 定年帰農 | 農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り,農業に従事 すること。また出身地を問わず定年退職者が農村に移住 し,農業に従事することもいう。 |
| ک | 東京都工コ農産物認証制度 | 安心・安全な農産物を消費者に届けるとともに環境に負荷をかけない農業を推進するために定められた制度。土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物で、削減割合が25%以上、50%以上、不使用の3区分にて認証される。 |
| | 東京都GAP認証制度 | 「持続可能な東京農業の実現」と「東京2020大会における都内産農産物の活用」を目的に実施する、都独自のGAP認証制度。東京都が定めた管理基準に基づき適正な取組を都が認証する。 |
| | 東京都農業会議 | 昭和29年8月に設立された東京の農地を守り、経営を育む活動に取り組む認可法人。現在は法改正にともない、平成28年4月1日より「一般社団法人東京都農業会議」に組織移行している。同時に東京都知事による「東京都農業委員会ネットワーク機構」の指定を受けた。 |
| | 東京農業振興プラン | 平成29年5月に東京都で策定された。概ね10年後を見据えた、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示すもの。 |
| | 都市農業 | 食料・農業・農村基本法において,「都市農業の振興」が国の農業政策としてはじめて明記された。都市住民のニーズに対応した農業・農村の振興として都市と農村の交流の促 |

| 都市農業育成対策事業 | 進を行い、農地の多面的な利用を促進する観点から市民農園の後半な普及を図る。都市農業が、新鮮な農産物の提供、農業体験・レクリエーションの場や緑、防災空間の提供等の面での都市住民のニーズに対応した発展が図りうるよう適切な振興策をとる。具体的には生産緑地等への施策の実施等。 認定農業者、農業経営に意欲のある農業者を対象に、農業用機械の購入等の補助を行う調布市の事業。 |
|----------------|---|
| 都市農業活性化支援事業 | 3戸以上の農家で構成される営農集団等に対し,生産施設,流通・販売施設,栽培関連施設,農業用機械等の農業施設整備を支援する東京都の事業。 |
| 都市農業振興基本計画 | 都市農業振興基本法とは、平成27年4月に成立した法律。都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これからの都市農業の持続的な振興を図るために施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において、都市農業振興基本計画が平成28年5月13日に策定された。 |
| 都市農地保全支援プロジェクト | 都市農地の保全を積極的に推進するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、区市町の市街化区域内農地を対象に、多面的機能を一層発揮させるための施設整備や農地保全の理解促進のための活動など、区市町村が行う農地保全の取組に対して、ハード(整備支援3/4以内)とソフト(推進支援1/2以内)の両面から支援を行う東京都の事業。 |
| 土地区画整理事業 | 事業地内の宅地の減歩および換地により道路、公園等の公 共施設の整備改善と宅地の整備を行うものである。そのた め都市計画法と土地区画整理法に基づき土地区画整理事業 を施行する区域を定めることができる。 |
| 土地区画整理法 | 公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図るための土地 の区画形質の変更等に関する土地区画整理事業に関して、 必要な事項を定めている。1954年制定。 |

| なぞ | Ī | |
|----|-------------|---|
| ıc | 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画書」(5年度の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者をいう。 |
| の | 農家レストラン | 農業経営者が,食品衛生法に基づき,都道府県知事の許可 を得て,自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を 提供しているレストランのこと。 |
| | 農業委員会 | 農業者の公的代表として市町村長が議会の同意を得て任命する農業委員と、委員会から委嘱される農地利用最適化推進委員により構成される市町村の行政委員会。農業委員会等に関する法律に基づき原則として全ての市町村に置かれる。 |
| | 農業改良普及センター | 各都道府県が改良普及指導員(農業者に直接接し栽培技術・経営等の相談や指導、情報提供、研修他を総合的に実施する者)の活動拠点として設置した組織。 |
| | 農業経営基盤強化促進法 | 「農用地利用増進法」を改正し1993年に制定された法律。効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらが農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者の農用地の利用集積、経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じることにより、農業の発展に寄与することが目的。耕作目的の農地の賃借について農地法の規制を緩和し、農地の有効利用と流動化を進め、農業経営の改善と農業生産力の増進を図ろうとするもの。 |
| | 農業公園 | 農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能や 農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有 し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公 園を指す。 |
| | 農林業センサス | わが国農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における 土地資源など農山村地域における土地資源など農林業・農 山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施 策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成 し、提供することを目的に5年ごとに行う調査。国勢調査 の農業版で、すべての農家が対象。 |
| | 農業法人 | 法人形態によって農業を営む法人の総称。「農事組合法人」 と「会社法人」がある。また農地の権利取得の有無により 「農地所有適格法人(旧:農業生産法人)」と「一般農業法 人」に分けられる。 |
| | 農業体験ファーム | 市民が農家の指導のもと、農業体験の場の提供を受け、農業に対する理解を深めるとともに、農地(生産緑地)の保全・活用の支援(施設整備費、管理運営費の補助)等を行う。 |

| 農地保全 | 土壌を不安定にさせる危険のある自然の脅威(降水からの |
|------|----------------------------|
| | 水食や風速による風食,地滑りや崖崩れ等)から農地を守 |
| | り,農業生産力の減退を防ぐこと。 |
| 農福連携 | 農業者やJAなどの農業サイドと社会福祉法人やNPO法 |
| | 人などの福祉サイドが連携をすることで、農業分野での障 |
| | がい者などの働く場所づくり,あるいは居場所づくりを実 |
| | 現しようとする取組。2019年4月,内閣府に官房長官 |
| | を議長とする農副連携等推進会議が設置されたほか、民間 |
| | 組織・団体による「日本農副連携協会」がある。 |

| ま行 | ま行 | | |
|----|------|-----------------------------|--|
| ま | マルシェ | Marche と書き,「市場」という意味のフランス語。 | |
| | | | |

| †9 1 | Ī | |
|-------------|---------|--|
| ゆ | 有機JAS制度 | コーデックスガイドラインに準拠して規定した農畜産業由来 の環境負荷を低減した持続可能な生産方式の基準(有機JAS規格)に適合した生産が行われているかを確認する仕組 み。第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める。マークが付されていなければ「有機」や「オーガニック」などの表示はできない。 |
| | 有機農産物 | 農林水産省の「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では原則として化学合成農薬、化学肥料や化学合成資材を使わないで3年以上を経過し、堆肥などによる土づくりを行った圃場で収穫された農産物を「有機農産物」としている。 |
| | 有機農法 | 化学的に合成された肥料および農薬を使用しないことならびに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り提言した農業生産の方法。広義には無農薬から低農薬農法までを含む。有機JAS規格に認証された農産物は有機JASマークをつけることができる。 |

| 51 | ら行 | | |
|----|------|--|--|
| 3 | 6次産業 | 農業生産(1次),農産加工(2次)に加え,客に農場に来てもらい,果物などのもぎ取りや農作業体験などを通じて加工品の販売やレストランなどのサービス(3次)を提供するもの。 | |

「農林業センサス」用語定義

農家等分類

| 用語 | | 定義 |
|------------|---------|---|
| 農家 | | 経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が 年間15万円以上ある世帯 |
| 販売農家 | | 経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の 農家 |
| 主 | 業農家 | 農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に 60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農 家 |
| 準 | 主業農家 | 農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に 60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農 家 |
| | 業的農家 | 1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家) |
| 専業農家 | | 世帯員のなかに兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて 仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者)が1人も いない農家 |
| 兼業農家 | | 世帯員のなかに兼業従業者が1人以上いる農家 |
| | 第1種兼業農家 | 農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家 |
| | 第2種兼業農家 | 兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家 |
| 自給的農家 | | 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家 |
| 農家以外の農業事業体 | | 経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体 |
| 農業サービス事業体 | | 委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の 生産及び販売を行う事業所を含む) |
| 土地持ち非農家 | | 農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯 |

農業経営体分類 農業経営体 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、 (1)経営耕地面積が30a以上 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数 等,一定の外形基準以上の規模(露地野菜15a,施設野菜35 0㎡網牛1頭等) (3) 農作業の受託を実施 のいずれかに該当する者(1990~2000年センサスでは、販売農 家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者に相当 する) 農業経営体のうち家族経営 農業経営体のうち個人経営体(農家)及び1戸1法人(農家であって農 業経営を法人化している者) 農業経営体のうち世帯単位で事業を行う者であり、1戸1法人を除く 個人経営体 法人経営体 農業経営体のうち法人化して事業を行う者であり、1戸1法人を含む